

中澤恵江委員（横浜訓盲学院長）意見

意見

- 1 合理的配慮を検討する資源として、具体的な事例の蓄積が行われている。しかし、事例だけでは時に必要な配慮を見落とす可能性がある。重要な配慮の見落としを防ぐ方法のひとつの例として、アメリカの IDEA の「特別な要因についての検討」(IDEA Regulations: Part 300 / D / 300.324 / a / 2) が挙げられる。日本でもそのようなものを検討する必要があるのではないか。
- 2 合理的配慮は、日々の教育の場で必要なものと、試験の場で必要なものに分けて整理する必要がある。合理的配慮を受けて実施された試験の結果が対等に扱われるよう、その妥当性を検討する研究が早急に求められる。
- 3 「盲ろう」は障害としてきわめて発生頻度が低く、大学で学ぶ人数も極めて少ない。しかし通訳介助の支援を濃厚に必要とし、一人あたりの費用負担は大きくなる。大規模大学に比べて小規模大学ではその負担が「過度」となる可能性があり、小規模大学への援助策が必要であると考えられる。

特別支援学校における合理的配慮の事例

- 1 コミュニケーションにかかる合理的配慮（盲ろう）
重複障害教育に特化した盲学校に、弱視ろうの児童生徒が転入してきた。手話でのコミュニケーションが適している児童生徒のため、担任が個別に手話を学ぶ努力をした。しかしコミュニティである学校の中の教育は、どの教員もがその児童生徒と会話を交わすことが前提と考え、全教員向けの手話研修を隔週放課後に行うようにした。講師は地域の聴覚障害者支援センターから紹介を受けた。徐々に全ての教員が当該児童生徒と手話による会話に取り組むようになってきた。